

山梨県公報

号外第五十四号

平成二十一年

七月二十二日

水曜日

縦覧に供する期間 平成二十一年八月十八日

目次

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格
決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間……………一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により、平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十一年七月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十一年八月十七日(ただし、年齢については同年八月三十日)
- 二 登録を行う日 平成二十一年八月十七日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十三條の十一第二項の規定により、平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十一年七月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番